

子どもの権利条約を学ぼう!

「子どもの権利条約」は、子どもだけでなく、大人も学ぶことが大切です。

子どもの成長に

- 自分が本来もっている権利を正しく理解することができます。
- 自分だけでなく、他の人も同等の権利のあることを知り、正しく権利を使うことができるようになります。
- 世界情勢や貧困問題についても学ぶことができます。

学習活動・学級経営に

- 「子どもの権利条約」を学ぶことにより、教科・領域をこえた幅広い連携をはかることができます。
- 学級経営や生徒指導などを振り返る機会になります。



保護者に

- 保護者会などで話題にすることによって、我が子に対する接し方を考える機会にしたり、人権感覚を磨いたりすることができます。



★子どもの権利条約の参考情報★

教えて!ユニセフ 子どもと先生の広場 **子どもの権利条約** unicef 日本ユニセフ協会

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>



「子どもの権利条約」の条文をわかりやすく要約しイラストつきのカードにした冊子です。カードを切り取って、みんなで話し合いながら楽しく「子どもの権利条約」を学べます。



子どもの権利条約・子どもの文化権(31条) ワニブタ絵本ガイドブック

発行: Art.31 <https://www.art31project.com/>
遊びも、休息も子どもの権利! 子どもとおとなで語り合おう

監修: 増山均 (早稲田大学名誉教授/子どもを守る会会長/31条のひろば実行委員長)
作画・レイアウト: 前田達彦
著作: 増山均/大屋寿朗 (Art.31代表/31条のひろば事務局長)

「子どもの権利条約」の普及を目指す長野県のNPO団体が発行。かわいいワニやブタのイラストと共に、条約が保障する子どもの権利について、わかりやすい言葉で解説しています。

外務省 児童の権利条約(児童の権利に関する条約)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の前文、第1条~第54条までの全文を記載。全国の多くの自治体では、条約を基に条例として「子供の権利条例」を制定しています。

協力: 諏訪市立豊田小学校、中野市立平野小学校、飯田市立竜東小学校、安曇野市立豊科中学校
資料提供・参考: 日本ユニセフ協会

令和4年3月発行 発行: 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター
〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1
TEL.026-226-1882 FAX.026-227-0137
E-mail vcenter@nsyakyo.or.jp URL <http://www.nsyakyo.or.jp/>



子どもの権利条約を知ろう!

*本紙の特集事例をよりくわしく解説! あわせてご活用ください。

先生方へ
やまびこだより
No.162・163
今号の特集から

児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた国際的な条約です。

条約は、子どもの発達に応じてその権利が実現するよう指導する責任はまずは親(保護者)にあること、条約に入った国は、条約にある権利が実現するよう法律などを整え、利用できる最大限の手段を用いることも定めています。

また、条約に批准した国は、大人にも子どもにも、この条約の内容を知らせるように定めています。



「権利」は、英語で「Right」

大人も子どもも、みんなが持っている「あたりまえ」に認められているもの、「正しい」ことです。

特集の概要

子どもの最善の利益のために

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。第1次・第2次世界大戦によって大量の子どもが犠牲になった悲惨な現実を受けて、「いま目の前にいる子どもたちを救いたい」「もう二度と子どもを戦争・紛争の犠牲者にしたくない」という強い決意が原動力となってつくられました。

「子どもの権利条約」は、世界中のすべての子どもたちが基本的人権と人間の尊厳をもつことを願って、1989年に国際連合で採択されました。この条約でいう「子ども」とは18歳未満の子どもたちすべてをさします。

今日では、2019年2月現在で196の国

(ユニセフHP)がこの条約に賛成し、条約の内容を実現することを約束しています。日本は1990年に署名し、1994年に批准しました。

人権(Right)の意味を再確認

「人権(Right)」は、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利です。だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。

特に18歳未満の子どもたちは、成長の過程であり心身の成長や経験共に未熟です。そのため、戦争や社会情勢の変化に生命の危機や意思表示のできない状況下に置かれやすい現状があります。

条約が守るもの

「子どもの権利条約」は、全部で54条から成っています。子どもの権利条約とは、子どもが一人の人間として基本的人権を所有し、行使する権利を保障するための条約です。

子どもは、自分や家族の人種、皮膚の色、性別、宗教、考え方や地位などで差別されることはありません。すべての子どもはみんな平等に、この条約に定められた権利をもっています。国は、子どもが、親や家族の地位、活動、意見などを理由に、差別をうけたり、処罰されることから守る努力をします。

この条約を批准した国は、この条約の存在と内容をたくさんの人に知らせる義務があります。大人にも、もちろん子どもにも。

子どもの権利条約の4つの原則

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えると、常に合わせて考えることが大切です。

命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

意見を表明し参加できること

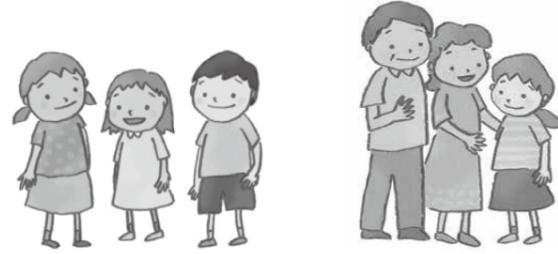
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



「子どもの権利条約」は、子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間としてもっている権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。また、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

条約は、54条から成り、世界中のすべての子どもたちが健康で、幸せに生きていくことをめざすものとなっています。

『子どもの権利条約』の原点である コルチャック先生の思い

『子ども権利条約』の原案を国連に提出したのはポーランド政府です。第二次大戦中、ナチス・ドイツによって迫害されたユダヤ人孤児の救済や教育に尽くし、子どもたちとともに収容所で命を絶った「コルチャック先生」ことヤヌシュ・コルチャック(1878-1942)の祖国でもあり、条約には彼が唱えた「子どもの権利の尊重」が大きく反映されています。

コルチャック先生の考え方

子どもを一人の人間として尊敬しなさい。子どもは所有物ではない。子どもには秘密を持つ権利がある。大切な、自分だけの世界を…。子どもは幸福になる権利を持っている。子どもの幸福なしに、大人の幸福はありえない。



生きる権利

〈第2条〉 差別をされない権利

子どもは、自分や家族の人種、皮膚の色、性別、宗教、考え方や地位、障がいの有無などで差別されることはありません。

〈第6条〉 命を守り成長・発達する権利

子どもはみんな生きる権利や成長・発達する権利をもっています。国はその権利を守るためにできる限りのことをしなくてはなりません。

〈第24条〉 健康な生活を送る権利

子どもは、病気やけがをしたときに治療を受けることができます。国は、子どもがいつも健康でいられるよう、できる限りのことをしなければなりません。



子どもの権利条約 [4つの柱]

関連する条文(一部・要約)

ユニセフ(国連児童基金)では、条約が定めている権利について、大きく4つの柱に整理して説明しています。

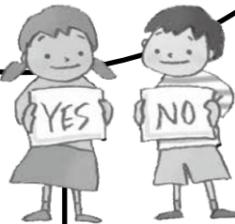
〈第1条〉 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

〈第3条〉

子どもの最善の利益を

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



育つ権利

〈第28条〉 教育を受ける権利

すべての子どもは教育を受ける権利があります。学校の規則は誰もが人間として尊重される考えに基づいていなければなりません。

〈第29条〉 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守るなどを学ぶためのものです。

〈第31条〉 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

参加する権利

〈第12・13条〉 意見を表明する権利、表現の自由

子どもは、自由に意見を表明し、意思を示す権利があります。情報を求め、伝えることも自由です。ただし、そのことで他の人に迷惑をかけるはけません。

〈第15条〉 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人々と一緒に団体をつくらたり、集会を行ったりする権利をもっています。

〈第16条〉 プライバシー・名誉の保護

子どもは大人と同じように、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

守られる権利

〈第19条〉 虐待や放任から守られます

親や大人には、子どもを大切に育てる責任があります。子どもに暴力をふるったり、心を傷つけたり、放っておくようなことは許されません。

〈第23条〉 障がいのある子どものために

障害のある人もない人も、人間らしい生活を送ることができる権利をもっています。

〈第32~36条〉 子どもを不当に利用しない

子どもが性的暴力を受けたり、性的に利用されたりしないよう守らなければなりません。経済的搾取・有害労働などあらゆる搾取から保護されなければなりません。

子どもの権利条約までの歩み

現在、196の国と地域が締結しています。

1789年	「人権宣言」 フランス革命において 基本的人権の保障に 向けての 歴史的宣言。
	第一次世界大戦
1924年	「ジュネーブ宣言」(児童の権利に関する宣言) 第一次世界大戦で多くの子どもが命を失ったことの 反省として、子どもの適切な保護を国際的機関で初 めて宣言。
	第二次世界大戦
1948年	「世界人権宣言」[すべての人は平等であり、それぞ れが同じ権利をもつ]とした宣言。
1951年	「児童憲章」(日本) わが国最初の子どもの権利宣言。
1959年	「児童の権利宣言」 「子どもは子どもとしての権利をもつ」とした宣言。
1978年	「子どもの権利条約」草案をポーランド政府が提出。
1979年	「国際児童年」 「児童の権利宣言」20周年。世界中の人が子どもの 権利について考える機会に。国連人権委員会の中に「子 どもの権利条約」の作業部会が設置される。
1989年	「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」 国連総会で満場一致で採択。
1990年	「子どもの権利条約」が国際条約として発効。
1994年	「子どもの権利条約」日本が批准。

子どもの権利条約は、第1次・第2次世界大戦によって大勢の子どもが犠牲になった悲惨な現実を受けて、「いま目の前にいる子どもたちを救いたい」「もう二度と子どもを戦争・紛争の犠牲者にしたくない」という強い決意が原動力となって、1989年に生み出されました。

イラスト・資料提供: 公益財団法人日本ユニセフ協会